

# 「自転車の運転者としての義務と責任①を知ろう！」

## 1. 自転車事故でも加害者になる！

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突したことにより、歩行中の女性が重度障害を負った。

⇒裁判所は、女子高生の危険行為が事故につながったとして、重度障害を負った女性に対して約 5,000 万円を支払うよう命じた。



5,000 万円は、

- ・ハンバーガー（300 円と仮定）にすると、約 166,670 個分！
- ・アルバイトの時給（850 円と仮定）にすると、約 58,830 時間分！

## 2. 事故を起こした場合の運転者としての責任って！？

自転車は、道路交通法上自動車と同じ「くるま（軽車両）」と位置づけられています。そのため事故を起こした場合、**自転車の運転者も車の運転者と同じ責任を負うのです**。また、多額の損害賠償金が請求されたり、被害者の家族や友人だけでなく、自分の家族や友人が悲しんだり、苦しむことにもなります。自分だけの問題ではなく、周りに及ぼす影響は非常に大きいものになります。

### 《3つの大きな責任》

#### ① 民事上の責任

損害賠償（人にけがをさせたり、死亡させたり、物を壊した場合に金銭上の責任を問われます。）

#### ② 刑事上の責任

14歳以上であれば、過失致死傷、重過失致死傷などの刑事処分を受けることとなります。（刑罰には、懲役、禁錮、罰金、科料があります。）

#### ③ 道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

### ほかにもある自転車事故における損害賠償の例

#### 【歩道走行中の事故】



対面歩行の女性のバッグの肩ひもに引っかかり、女性を転倒・負傷させた  
損害賠償額：約 1,700 万円

#### 【スピードの出し過ぎによる事故】



スピードを出して走行中、横断歩道を横断中の女性と衝突し、女性を死亡させた  
損害賠償額：約 6,800 万円

#### 【夜間無灯火による事故】



夜間無灯火で走行中、対面歩行の女性と衝突し、女性に重度の障害を負わせた  
損害賠償額：約 3,100 万円